

港湾局委託業務検査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、港湾局が所管する委託業務（以下「委託」という。）の検査を適正かつ効率的に実施するために、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 検査員 検査を担当する部局の長が命ずるものをいう。
- (2) 委託担当課長 委託を担当する課かいの長及び担当課長をいう。
- (3) 検査担当課長 委託の検査を担当する課かいの長及び担当課長をいう。

(検査員の任命)

第3条 委託の検査を担当する部局の長は、係長級（課長補佐及び係長に相当する職を含む。）から検査員を任命する。ただし、特に必要と認めるときは、この限りではない。

(担当検査員の指名)

第4条 委託担当課長は、委託の検査を検査担当課長に依頼するものとする。

2 検査担当課長は、委託ごとに検査を担当する検査員を指名する。

(検査対象)

第5条 検査対象は、原則として次の各号に定める委託とする。

- (1) 測量委託
- (2) 調査委託
- (3) 設計委託
- (4) 業務委託（単価契約等も含む） ※等とは、使用料、賃借料等の契約

(兼務の禁止)

第6条 原則として、検査担当課長は、委託担当課長を兼ねることはできない。

2 検査員は、委託の監督員を兼ねることはできない。ただし、検査について、特に専門的な知識を必要とする場合はこの限りではない。

(検査の基準)

第7条 検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき、委託が適正に履行されているかを検査しなければならない。

(検査の種類)

第8条 検査の種類は次のとおりとする。

- (1) 完了検査
- (2) 一部完了検査
- (3) 既済部分検査

2 完了検査は、委託が完了したときに行う。

3 一部完了検査は、当該委託の一部が完了し、かつ、完了部分の引渡しができる場合に行う。

4 既済部分検査は、当該委託の既済部分に対し、代価の一部を支払うときに行う。

(検査の実施)

第9条 検査担当課長は、委託担当課長から検査依頼の通知を受けたときは、検査に必要な事項を明記した検査通知書により委託担当課長を経由し受託者に通知しなければならない。

2 検査担当課長は、検査の結果、指摘事項その他意見がある場合は、直ちに委託担当課長に通知するものとする。

3 委託担当課長は、前項の通知があった場合、直ちに受託者に通知しなければならない。
(検査員の立会い)

第10条 検査を実施する場合は監督員の立会いのうえで行わなければならない。
(検査の中止等)

第11条 検査員は、適正な履行検査ができないと認めるときは、検査を中止し、直ちに検査担当課長に報告しなければならない。
(検査結果の報告)

第12条 検査員は、検査を終了したときは、検査報告書を作成し、検査担当課長に報告しなければならない
(委託業務成績評定書)

第13条 検査員は、完成検査終了後、直ちに委託業務成績の評定を行い、委託業務成績評定書を作成し、検査担当課長に報告しなければならない。

2 委託業務成績評定については、別途委託業務成績評定要領による。
(その他必要事項)

第14条 この要領に定めるもののほか、委託の検査に必要な事項は、局長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年 4月 1日から施行する。